

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の概要

1. 制定の趣旨

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の成立により、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令を定めるものである。

2. 概 要

- (1) 高保証料規制に関し根保証に係る特則が適用される保証人の範囲に関する規定（第1条関係）

法第5条の2第3項の委任に基づき、「保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者」の内容を具体的に定めるものである。

- (2) 高金利規制の対象から除外される費用の範囲に関する規定

ア 現金自動支払機その他の機械の利用料（第2条関係）

法第5条の4第4項第1号ハの委任に基づき、いわゆるみなし利息及びみなし保証料から除外される貸付けに係る金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料の上限について、機械を利用して受け取り又は支払う額の区分に応じ、1万円以下の場合は105円、1万円を超える場合は210円と定めるものである。

イ 貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用（第3条関係）

法第5条の4第4項第2号の委任に基づき、いわゆるみなし利息及びみなし保証料から除外される事務の費用を金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行に係る手数料等と定めるものである。

- (3) 施行期日（附則関係）

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。